

令和6年度第10回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和7年1月14日(火)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	13時30分	閉会時間	14時50分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	足立福子	7番	足立進也
	3番	木山篤志	8番	糸田川啓
	4番	嶋川克寿	9番	福田英夫
	5番	大塚清子	10番	梅林操
	6番	塩見真由美		
出席推進委員	日野上	倉光伸也	多里	新田和之
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	山上	妹尾重寿	石見	難波豊治
	阿毘縁	岸幸利	福栄	山本昌樹
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員	2番	天崎直幸		
議事録署名委員	4番	嶋川克寿	5番	大塚清子
出席した職員	事務局長	高橋裕次	主事	田淵九大

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
議案第2号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請書の進達意見審議について
6. 協議事項	
協議第1号	農地利用意向調査について
協議第2号	その他
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>皆さんこんにちは。すでにご挨拶をさせていただいた方もおられますが、改めて、今年もどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>本日の総会に当たりまして、一言お詫び申し上げさせていただきたいと思ひます。</p> <p>本日の総会議案の資料ですが、委員の皆様のお手元に届くのが大変遅くなつてしまいました。先週の水曜日には郵送で発送したところではございますが、郵便局の都合、休日等重なり、皆様のお手元に届いたのが前日になつてしまったということで大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。</p> <p>今後、こういったことのないようにある程度余裕を見ながら、発送の方法についても改めて再度確認をしたいと思っておりますので、ご理解を頂けたらと思っております。</p> <p>それでは令和6年度第10回日南町農業委員会総会を開催いたします。初めに欠席者のご報告をさせていただきます。本日、天崎農業委員が所要によりご欠席ということでご報告を受けております。</p> <p>それでは梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨拶	議 長	<p>皆さん、新年あけましておめでとうございます。令和7年の年明けも穏やかな年明けとなりました。と申しましても今日は正月14日、松もとづくに降りていますが、皆様お揃いで良い新年をお迎えのことと思ひます。本年もよろしくお願いたします。</p> <p>昨年は思わぬ米不足に消費者がスーパーを探し回るような事態が生じ、米の値上げに繋がりました。また、日南トマトの売り上げが2年連続2億円を突破し、農家にとっては少し嬉しい1年となりました。</p> <p>農林水産省は年末、2023年の全国農業総産出額が前年比5.5%伸びたと発表致しました。米はインバウンドにより外食産業の伸びと、鳥インフルエンザの影響で鶏卵価格の上昇と天候不順が影響した野菜価格の高騰が大きな影響としています。</p> <p>また、昨年は鳥取県初の石破総理大臣の就任という喜ばしい年でした。これを機に地方創生に弾みがつけばと思ひます。</p> <p>また、農業委員会では昨年暮れまでに、多面的機能支払制度、中山間地域直接支払制度・農業振興地域を主とする地域計画の農業委員会版が出来上がりこの後2月中にはパブリックコメントを求める運びとなつており、新年度より実施に進みます。</p> <p>最後に、本年は農業委員会と農地利用最適化推進委員の改選期となっています。皆さん継続しての委員就任をお願いして第10回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、4番 嶋川農業委員、5番 大塚農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更</p>

		について事務局お願いします。
	主 事	報告第 1 号 利用権設定に係る軽微な変更について 資料 1 頁について説明 番号 1、相続による貸付人の変更、使用貸借から賃貸借へ変更。 番号 2、使用貸借から賃貸借への変更。
	議 長	報告第 1 号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので次に移ります。
報告第 2 号	議 長	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 事	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 資料 3 頁について説明 番号 1、農地法 3 条による使用貸借権契約の合意解約 今後の農地の管理は有限会社□□□に貸し付ける予定です。 番号 2、基盤法による賃貸借権契約の合意解約 今後の農地の管理は農事組合法人□□□に貸し付ける予定です。
	議 長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	議案第 1 号 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について 資料 5 頁から説明 機構を通じた新規の契約が 30 件、このうち相対からの更新が 21 件。機構を通じた再設定が 53 件です。合計 497,059.57 m ² です。 資料 9 頁から資料 13 頁、申請番号 9 番まで新規契約について説明。 申請番号 10 番以降は相対からの再設定、機構との再設定となるため、説明を省略。
	議 長	議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたか。 (倉光農地利用最適化推進委員 挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。
	倉光推進委員	先ほどの説明とは直接関係はなく、関連があると思われる質問をさせてもらってもいいでしょうか。 申請番号 7 番の〇〇〇さんの農地を農事組合法人□□□が受けるというのは理解するんですが、先月農地を〇〇〇さんが管理をするということで承認されている農地があります。それとの関係というのはここには出てこないのでしょうか。
	議 長	事務局。
	主 事	先月、〇〇〇さんが耕作するという事で契約をされた農地があります

		<p>が、先月の説明の中で息子さんが農業をされるということで説明をさせていただきましたが、息子さんが急逝されたということです。この農地については農事組合法人に管理をお願いし、現在契約中の農地はだんだんと縮小は考えられるということではあります、今のところは〇〇〇さんができるところはされるということで確認をさせていただきました。</p>
	倉光推進委員	<p>先月の契約の説明の中で、10年間の契約をして実際できますか。という質問をさせていただきましたが、息子さんがおられるので大丈夫という回答で了解しました。ところが今説明のように息子さんが亡くなりました。先月の10年の契約は生きているわけですね。それはいつの段階で、先月承認しておれば、本人宛に通知されておると思いますが、そのあたりのところをもう少し詳しく説明していただけませんか。</p>
	高橋事務局長	<p>先ほどの田淵の説明に若干補足をさせていただきたいと思います。</p> <p>今回議案に出させていただきました、〇〇〇さんの農地を農事組合法人〇〇〇に耕作を依頼されるという件につきましては、農地の耕作管理を農事組合法人〇〇〇で管理した方がよいということで伺っております。先月契約を行った〇〇〇さんの農地を〇〇〇が耕作される契約についての説明につきまして、その時点におきましては、〇〇〇さんが耕作されるという意思があったと聞いております。しかし今回の案件につきましては、突然のご不幸ということで、まったく想定していなかったという状態でございます。</p> <p>今回の契約については、農事組合法人〇〇〇代表の〇〇〇さんが〇〇〇さんと親戚関係になると伺っており、農事組合法人〇〇〇が管理した方がよいという判断をされて、今回の契約を申請されました。この申請を出された後に息子さんが亡くなられて、非常に突然の事態だったということでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>今後の予定でございますが、〇〇〇さんが今後農業経営を引き継がれる方がいらっしゃるかどうかという確認もこれからしていかなければならないと思っております。もし引き継がれる方がいらっしゃらない場合は△△の担い手となる経営体の方と相談しながら農地の継承をしていただくように努めてまいりたいと考えております。</p>
	議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員 意見なし)</p> <p>その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。</p>
議案第2号	議長	<p>議案第2号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局お願いします。</p>
	主事	<p>議案第2号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について 資料47頁から説明 申請番号1 土地所有者 日南町△△ 〇〇〇 2筆</p>

		<p>申請番号 2 土地所有者 日南町△△ ○○○ 1筆</p> <p>申請番号 3 土地所有者 日野町△△ ○○○ 1筆</p> <p>資料 49 頁から申請番号 1 の町内位置図、中間図、字切図、現地確認写真をご確認ください。</p>
	議長	<p>議案第 2 号について、農地部会のご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。</p>
	木山農業委員	<p>長年に亘って、農地として活用していないところがあり、申請が滞っていた部分もあると思います。農地部会としては現状を見ながら承諾しました。</p>
	議長	<p>議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。</p>
議案第 3 号	議長	<p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の進達意見審議について事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の進達意見審議について</p> <p>資料 55 頁から説明</p> <p>申請番号 1 土地所有者 日南町△△ ○○○、借受人、広島県 □□□ 株式会社</p> <p>トンネル工事による作業員の宿舎を一時利用地として使用しているものについて、新たな一時利用地の申請となります。昨年からの総会にて協議させていただいておりますが、所有者、申請者から書類の提出がありました。この一時利用地について許可権者である県に提出するように進めていきたいと考えております。</p> <p>資料当日配布資料について説明</p> <p>土地選定理由、位置図、中間図、土地利用計画図、事業計画書、工程表、被害防除計画書、汚水排水、雨水図面、現在の宿舎の写真</p> <p>工期について、現在工事も停止している状態でなかなか見通せないということで県とも協議した結果一時転用期間 3 年間ということで、県とも調整済みです。令和 10 年 2 月 28 日までには復元するということで、業者との確認を済ませております。</p> <p>今回の内容が承認いただければ、県に進達させていただきたいと考えております。</p>
	議長	<p>議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>令和 10 年 2 月 28 日となっていますが、それについての確約書はどうなっていますか。</p>
	高橋事務局長	<p>農地の復元の確約書については、皆様の資料につけておりませんが、申請業者から農地復元の誓約書を農業委員会宛にいただいております。</p>

	議 長	<p>農地復元の確約書については取ってあるということです。</p> <p>その他、議案第3号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので議案第3号について賛成と認める方の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
協議第1号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。協議第1号 農地利用意向調査について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>協議第1号 農地利用意向調査について</p> <p>本日配布資料意向調査の様式をご覧ください。</p> <p>内容については昨年度のものとは変わっておりません。委員の皆さんに協力していただき、意向調査をしていきたいと考えています。意向調査を行うリストは今月中に抽出したものをお渡しさせていただこうと思います。</p>
	議 長	<p>意向調査票を今月中に送るということですので、よろしく願いいたします。</p> <p>協議第1号についてご質問、ご意見がございましたか。</p> <p>(9番 福田農業委員職務代理挙手) 9番 福田農業委員職務代理。</p>
	福田職務代理	<p>毎年確認させてもらっていることですが、もう農用地として利用する当てがないといったところの選択肢は中間管理機構に出すという回答をいただくのがいいんでしょうか。</p>
	主 事	<p>今後利用することができそうな農地で所有者の意向があれば1番に。利用することができそうにない、所有者の意向としても農地として利用するつもりがない場合には4番にさせていただけたらと思います。</p>
	福田職務代理	<p>4番の具体的な内容としては、農地として利用できないという記入の仕方をしていただければ、指導といいますか、そういった話をさせていただいていいんでしょうか。</p>
	主 事	<p>具体的な内容ということで、今後も農地として利用する意向はないといった内容を書きいただければそれを確認させていただいて、非農地通知などを行っていききたいと思います。</p>
	議 長	<p>その他、ご質問、ご意見がございましたか。</p> <p>(3番 木山農業委員挙手) 3番 木山農業委員。</p>
	木山農業委員	<p>昨年も直接渡したり、その場で書けないので、農業委員会に届けますと言って、検討された方がありましたが、実際その人からきちんと提出があつて今年はその人は反映しないということが分かればいいんですが、我々のところに回答としてきておりませんのでどうなのかなと思います。</p> <p>行って説明はしていますが、中には提出していない人もいるんじゃないかという気もしております。</p>
	主 事	<p>回答がない方、直接役場に持ってこられた方もあります。今回、調査を行う方のリストの中からは昨年調査を行って回答のあった方はリストから外すように、作業をしているところです。回答のなかった方についてはリス</p>

		トに入れるように考えています。
	議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(木山農業委員 意見なし)</p> <p>その他、協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。何かありましたら、事務局のほうにお願いしたいと思います。次に移ります。</p>
協議第2号	議長	協議第2号 その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	<p>協議第2号 その他、事務局からご説明をさせていただきます。</p> <p>先日の総会におきまして、目標地図の件についてご説明をさせていただきました。皆様のお手元にはそれぞれ担当される地域の図面をお配りさせていただいております。先月の説明と同じような内容ですが、青く網掛けしてあるもの、赤枠でくくってあるものと色分けされております。これは農振農用地区域か、区域外かの色分けです。青色が農用地区域、赤枠で囲ってあるものは農用地の区域外というところです。</p> <p>この農振区域内、区域外については日南町が現在行っております、農業者等への交付金や補助金に直接影響がかかわってくるものでございます。まずはこの青色がかかっているところにつきましては目標地図に取り込まなければならないということになっております。</p> <p>赤枠のところについては農用地区域外というところですので、補助金等の対象には直接かかわらないというところです。この範囲については外してもいいのかなとは考えております。ただ、今後農地の管理等については地域の担い手の方が将来どのように考えておられるのかということも見なければなりませんので、赤枠の中も目標地図の中に取り込まなければならないものもあると思っております。</p> <p>青色で塗りつぶしてある農用地区域については、皆様がなじみのある、中山間地域等直接支払制度、または多面的機能支払制度の対象になっているところですので、少なくともそのあたりについての条件はクリアするところでございます。</p> <p>また、令和7年度からは中山間、多面的制度等については第6期対策の1年目がスタートする年になります。現在農林課におきましても1月末までに中山間、多面的等の対象農地について絞り込みを行っているところですが、すでに農林課の事業として動くためにその確認を行っており、それを待つと非常に遅くなるところです。従いまして、現在把握できている、中山間、多面的制度等の対象としており、農振農用地区域すべてを目標地図の中に取り込むという中で、このような色分けをさせていただいております。</p> <p>具体的には、担い手、経営体、今後農地を貸し出す見込みがある方、自作地を現状のまま取り込むなどの色分けをする必要がありますが、基本的にはこの青色を基準に農業委員会として目標地図の素案のまとめとし、農林課に報告をしたいと考えております。また、町ホームページにも掲載してまいりたいと考えております。</p>

	<p>これが完成というわけではありません、これをベースに目標地図の公表をしたいと考えております。委員の皆さんがお気づきの点がありましたら、ご意見を賜ればと思っております。</p> <p>今後のスケジュールですが、目標地図は農業委員会としての役割は一応終わりという形になります。今後、農林課、市町村にて目標地図と併せて地域計画の策定を目標地図と連動させながらまとめる作業になります。その後、農家の方等への意見の聴取や地域計画の公告縦覧を行い、最終的に3月下旬には地域計画、目標地図の公表となります。以上です。</p>
議長	<p>協議第2号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(6番 塩見農業委員挙手) 6番 塩見農業委員。</p>
塩見農業委員	<p>地域計画の地図ではなく、目標地図、やっぱりちょっとよくわかりません。すいません。</p>
高橋事務局長	<p>地域計画と目標地図というのは大きく分けて二つあります。目標地図は今回皆様にお配りしている図面上での地図です。これは具体的に今後、農地を守っていくんだよというものを図面化したものが目標地図になろうかと思えます。</p> <p>地域計画については地図ではなく、ある程度様式に基づいた文書化された内容で、将来どのようにこの地域の農地を維持管理していくかということ文明化したものが地域計画になります。その文明化した地域計画と目標地図は面積や担い手の内相となる方等、突合されて整合性が取れるような内容になっております。地域計画の文明化したものについては農林課で策定することになっております。</p> <p>農業委員会で作るのは目標地図の素案となります。これをたたき台にして、市町村は地域計画と地図を作ってください、という流れになります。現在皆様にお配りしている地図が目標地図の素案ということでご理解いただきたいと思えます。</p> <p>もう少し色分けをしなければならぬところはございますが、区域としては青色で塗ってあるところが将来守るべき農地ということで、スタートしたいと考えております。</p>
塩見農業委員	<p>地域の方についてはどのように、何かしなくてははいけませんか。</p>
高橋事務局長	<p>目標地図、または、地域計画が策定された暁には、農家の方への意見聴取を行ったり、計画や地図の公告縦覧等事務手続きが必要になります。なかなか具体的には皆様からそれを確認するということは非常に難しいのかなと思っております。</p> <p>塩見農業委員がおっしゃられるとおり、地元の方々にこの地図はどういった状態になっているかという説明は、また別に行う必要があるかと思っておりますが、いつ頃するかということについては明確に決めておりません。これをベースに本来であれば、昨年地域の方との話し合いの場を設けて決めていただくところが十分進まなかったということもございま</p>

	<p>す。目標地図、地域計画についてはこれで完成というわけではありません。毎年更新が必要になってまいります。なるべく早い時期に皆様との話し合いの場を設けるように考えております。以上です。</p>
塩見農業委員	<p>利用意向調査は目標地図の修正に含まれますか。</p>
高橋事務局長	<p>農地の利用意向調査については基本的には耕作がされていない耕作放棄地になっているところについて行っております。この内容を地図に反映されるべきものだと思っておりますが、現在うまく整合が語れていないという状態です。</p> <p>地域計画の目標地図については補助事業や担い手農家の支援が途切れることがないように農業振興地域農用地区域を外さないということで取り組んでおります。中には耕作放棄地もあろうかと思えます。そこについてはこれから精査していきながら来年度見直しをかけていくという形で進めたいと考えております。</p>
議長	<p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
倉光推進委員	<p>基本的に今の状態が漏れているという説明をされましたが、逆のパターンもあるように思います。△△地区が全部わかるわけではないですが、地元の△△を見ると、圃場整備になって去年までずっと稲作が行われているところがピンク色で囲ってあるんですが、そうしたところがなぜピンクになるのかと。どのように修正していくのか教えていただきたい。</p>
高橋事務局長	<p>青色でくくっていないところが、自作しておられる土地があるという質問ですが、農用地区域外においても作物を作付けされておられる生産者や経営体もいらっしゃると思っております。地域計画の中に当然取り込む必要があると思っております。最初の説明でもお話をさせていただきましたが、補助事業の要件をクリアしなければならないというところは、地域計画の範囲に入れております。倉光推進委員がおっしゃられた赤枠の中も当然取り込む必要があるところについては、話し合いを進めていかなければならないと考えております。</p> <p>事務局としてもすべての農地の状態を把握できていないという状態です。今後これをたたき台にして地域の方との話し合いに出向いていただき、赤枠部分も入れるということであれば、来年度その範囲を取り込むということで、目標地図の精度を高めていくという形で今後は進めたいと考えております。本来であれば今回しっかり取り組むべきかと思っておりますが、補助事業の要件をクリアしたいということで、地域計画の中に取り込んだ状態としております。もう少し精査が必要だと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。</p>
倉光推進委員	<p>今私が質問したのは、本来ピンクで囲うべきでないと思われるところがピンク色に囲ってあるのはなぜなのかというところです。圃場整備してあって周辺の田んぼも青色なのに一角だけピンク色になっていて、どの段階でピンク色になるのか。</p>

高橋事務局長	<p>青色、ピンクの枠で囲ってあるところは農振農用地区域で、市町村で計画を策定して今後の農業振興を図るところとして策定されております。この計画策定の見直しがされてからすでに10年以上経過しており、その後の見直しについては十分に進んでいないという状態です。従いまして、現在の状態と農用地区域は実態に即していないというところもあると思います。</p> <p>農振農用地区域については農業委員会で見直しをかける内容ではなく、市町村で見直しをかけるということになっておりますが、なかなか事務手続きが進んでいないということで、ご理解を頂けたらと思います。</p> <p>繰り返しになりますが、委員の皆様がよくご関心がある、中山間直接支払制度、多面的機能支払制度等の対象農用地は交付金の要件の一つとなっておりますので、クリアする必要があると思っております。現況と合っていないというところは事務局としても承知しております。農用地区域になっても既に耕作放棄地になっているところ、青色に塗っていないところがしっかり農地として管理されているところもあります。この辺りは地域の皆様のご意見を聞きながら、見直しをかけていくということでご理解いただけたらと思います。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。(倉光農地利用最適化推進委員 意見なし。)</p> <p>(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>全体のイメージはわからんことはないですが、どこがどこなのか私にはわかりません。もう少し具体的にその地域を拡大したような地図はできないか。</p> <p>次に、出向いて説明するということですが、これからいろんな作業をするうえで、事務局がするというので理解をしたんですが、具体的に農業委員会はどんな作業をするのか確認したいと思います。</p>
高橋事務局長	<p>丸山推進委員がおっしゃられた1つ目、図面の縮尺上、位置が分かりにくいというところですが、もう少し拡大したもの、位置情報の名称がわかるように修正をしてみたいと思います。色分けについても地域の担い手となる方、自作する方、今後検討すべきところの色分けも皆さんが見てわかりやすい図面に修正していきたいと考えております。</p> <p>次に2つ目の今後の話し合い活動をどのように進めて、委員の皆様にはどのような立場で行っていただくかということです。昨年、この地域計画、目標地図を作成する段階において、地域の皆様からのお声があった集落に出向くという形で進めておりました。このあたりは皆様からの反応も薄かったというところがあり、事務局側の説明も十分ではなかったと反省しております。今回、たたき台ができておりますので、これを基にして皆様と話し合いを進めていただけたらと考えております。</p> <p>農繁期に入るとお忙しいと思いますので、農繁期に入る前の冬の期間に集落に出向いて回りたいと検討しているところでございます。具体的な時期はまだはっきり決めておりませんが、委員の皆様と一緒に地元に出向</p>

		いて話し合いを進めていきたいと考えております。
議長		よろしいですか。(丸山推進委員 意見なし) (4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。
嶋川農業委員		<p>地域計画というのは中山間直接支払制度と多面的制度とありますが、この地域は従来、農振地域の範囲が対象と言われておりましたが、現在も変わらないのでしょうか。それと地域計画の中に農振地域を全部入れたけど、それが果たして中山間制度、多面的の精度に反映されるのかどうか。従来ですと農振地域以外は対象外というような審議をされたことがあります。</p> <p>地域に出かけて説明、協議するという中で私の地域は、今ある集落協定の区域を大体の範囲としてこの地域計画の中に取り入れるということで、現在の耕作者や来年の管理者をどういうようにしていくということまでは把握しております。ですので、個人農家がどんどん減っておりますので、将来どういふふうになるのかということをも十分注視していかないといけないと思っております。ですが、法人に投げ出しという形もあって、使用貸借なのか賃貸借なのかというだけの違いで作ってもらえればありがたいと思っておられる地主さんが大半です。この辺りを考えていきますと、今の中山間の区域に該当しない農地、対象になる農地なのかということも吟味して、大枠は入れればよいと思います。今農林課がやっている集落協定を中心とした地図がこの間の説明でも出ておりますが、わかりやすかったです。今回のこの地図はわかりにくいということが一つあります。農林課とよく協議して、わかりやすいように進めていただけたらと思います。</p>
高橋事務局長		<p>ご意見ありがとうございます。参考にして地図の見直しをかけたいと思っております。</p> <p>農振農用地区域についてですが、これは見直しが10年以上前からできておりません。従いまして、かなり古いものが農振農用地区域として青色で塗ってあるものもあります。現在の農用地区域と現状があっていないところについては、今後見直し、精査をかける必要があると思っております。農用地区域と目標地図はイコールになるべきだと認識しております。中山間集落協定の図面等が参考になると思いますので、それをベースに作っていただくというのがいいと思っております。しかし、目標地図というのは担い手の方だけの地図ではないということで、自作地等について今後の管理についてどうするのかということも担い手の方だけの話し合いで進めるというスタンスではないと、国も言っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。と言いながらも実質、農地の状況、集落の状況というのは担い手の皆さんが一番ご承知だと思っておりますので、そういった方を中心にお話をお聞きし、集落協定の地図も参考にしながら目標地図の精度を高めてまいりたいと考えております。</p>
議長		<p>よろしいでしょうか。(嶋川農業委員 意見なし)</p> <p>その他ありますか。今日皆さんにお示した地図を、農業委員会としての農振農用地区域を中心とした目標地図であります。これを農林課の方へ提</p>

		<p>出し、また地域での話し合いで詳細が決まっていくものと思っております。今回お配りした地図が確定した地図ではございません。これから来年度、再来年度かけて仕上がっていく地域計画だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からその他ありませんか。</p>
	高橋事務局長	<p>協議ということではございませんが、ご報告させていただきたいと思えます。先ほどの賃貸借契約でもありましたが、△△の〇〇〇さんと農事組合法人口〇〇〇との契約もありますが、ここ最近、担い手となる経営体の方が耕作契約を更新されない、または契約解除されるケースが少しずつあります。具体的には、△△の〇〇〇さん、△△の〇〇〇さん、これまで△△、△△地区でご活躍いただいておりますが、契約更新されないということで、今後の管理について現在協議しているところです。さらに、株式会社〇〇〇が△△、△△地区の農地を管理しておられました但株式会社〇〇〇が農業経営から撤退されるということを表示されておられます。この農地について今後どうしていくのかということがあります。日南町の担い手として頑張っていたいただいていた方も、今後難しい状況になっているということです。</p> <p>その他の経営体もかなりの農地の集約、集積で面積を広げておられる中で、さらに集積するというのは非常に難しい状況が出てきている状態で、農地の維持管理がだんだん困難になっていくというように思っております。これから話し合いが始まりますが、現状として担い手の方が減ってきているということでご認識いただけたらと思います。</p>
	議長	皆さんからその他ありますか。無いようですので、次に移ります。
その他	議長	その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	<p>次回総会は、令和7年2月10日(月曜日)午後13時30分から議場にて開会予定です。ご予約をお願いいたします。</p> <p>続いて、昨年12月に開催させていただきました農業委員会忘年会の決算書をお配りしております。ご確認をお願いいたします。</p>
閉会	議長	皆さんからその他ありますか。無いようですので、以上をもちまして令和6年度第10回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和7年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員